

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○家畜伝染病の検査.....（畜産振興課）	42
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	43
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	43
○道路の区域の変更及び供用の開始について.....（維持管理防災課）	43
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）.....	43
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	44

告 示

北海道告示第486号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成28年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 馬伝染性貧血（一般馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

新 得 町 平成28年8月3日から同年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をして

いるもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 馬伝染性貧血（種雄馬）

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

新 得 町 平成28年8月3日から同年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成28年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ595地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中標津町役場の掲示場に掲示した。

平成28年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年北海道告示第467号
- 2 所在が不明な者 柳田 治郎

北海道告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年7月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 北檜山大成線
- 3 道路の区域
- | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|---|--------|----------------------|---------|-----------|
| 久遠郡せたな町大成郡都315番2地先から
同郡せたな町大成郡都225番2地先まで | 前 | 8.00mから
19.77mまで | 641.71m | — |
| | 後 | 11.00mから
19.77mまで | 641.71m | — |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年7月22日

北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) ローター除雪車（1.5m／800 t 級）2台
- (2) ローター除雪車（2.2m／2,300 t 級）2台（ロータリ除雪車1台（2.2m／2,300 t 級）と交換）
- (3) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型）2台（除雪トラック1台（10 t 級 6 × 6 専用型）と交換）
- 2 落札を決定した日
平成28年7月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
- ア 氏 名 新潟トランス株式会社
- イ 住 所 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
- (2) 1の(3)
- ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
- イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- 4 落札金額

北海道十勝総合振興局長 梶 田 敏 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
自走式リール巻取散水機ほか 9 品目 全789点
- 2 落札を決定した日
平成28年 7 月 1 日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の 5
- 4 落札金額
375,840,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年 5 月27日付け北海道十勝総合振興局告示第57号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
(2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

- 北海道教育庁十勝教育局告示第39号**
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。
平成28年 7 月22日
北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨
- 1 入 札 に 付 す る 事 項
(1) 調達をする物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量
ア A重油その 1 67,000リットル
イ A重油その 2 36,000リットル
ウ A重油その 3 46,000リットル
エ A重油その 4 49,000リットル
オ A重油その 5 58,000リットル
カ A重油その 6 18,000リットル
キ A重油その 7 15,000リットル

- (1) 37,119,600円
- (2) 57,412,800円
- (3) 79,272,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年 5 月24日付け北海道空知総合振興局告示第16号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 2 番 1 号

- 北海道後志総合振興局告示第11号**
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年 7 月22日
北海道後志総合振興局長 橋 本 彰 人
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（7 t 級及び10 t 級） 4 台（除雪トラック（10 t 級） 1 台と交換）
 - 2 落札を決定した日
平成28年 7 月 8 日
 - 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
(2) 住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 2 丁目 1 番 1 号
 - 4 落札金額
147,744,000円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成28年 5 月27日付け北海道後志総合振興局告示第10号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 小樽市奥沢 1 丁目21番 1 号

- 北海道十勝総合振興局告示第66号**
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年 7 月22日

- | | | |
|---|---------|------------|
| ク | A重油その8 | 27,000リットル |
| ケ | A重油その9 | 59,000リットル |
| コ | A重油その10 | 27,000リットル |
| サ | A重油その11 | 24,000リットル |
| シ | A重油その12 | 26,000リットル |
| ス | A重油その13 | 26,000リットル |
| セ | A重油その14 | 27,000リットル |
| ソ | A重油その15 | 44,000リットル |
| タ | A重油その16 | 29,000リットル |
| チ | 灯油その1 | 23,000リットル |
| ツ | 灯油その2 | 27,000リットル |
| テ | 灯油その3 | 11,000リットル |
| ト | 灯油その4 | 14,000リットル |
| ナ | 灯油その5 | 29,000リットル |
| ニ | 灯油その6 | 8,000リットル |
| ヌ | 灯油その7 | 8,000リットル |
| ネ | 灯油その8 | 8,000リットル |
| ノ | 灯油その9 | 32,000リットル |
| ハ | 灯油その10 | 12,000リットル |
| ヒ | 灯油その11 | 10,000リットル |
| フ | 灯油その12 | 9,000リットル |
| ヘ | 灯油その13 | 7,000リットル |
| ホ | 灯油その14 | 18,000リットル |
| マ | 灯油その15 | 12,000リットル |
| ミ | 灯油その16 | 8,000リットル |
| ム | 灯油その17 | 7,000リットル |
- アからムまでの入札については、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年10月1日から平成29年4月30日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

- いこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成28年7月22日から同年9月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室
(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時
- ア 1の(1)アからタまで 平成28年9月16日（金）午後1時30分
- イ 1の(1)チからムまで 平成28年9月16日（金）午後3時
(送付による場合は、同月12日（月）午後5時までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	67,000 liters
b	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	36,000 liters
c	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	46,000 liters
d	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	49,000 liters
e	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	58,000 liters
f	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	18,000 liters
g	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	15,000 liters
h	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	27,000 liters
i	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	59,000 liters
j	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	27,000 liters
k	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	24,000 liters
l	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	26,000 liters
m	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	26,000 liters
n	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	27,000 liters
o	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	44,000 liters
p	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	29,000 liters
q	Kerosene (JIS class 1)	23,000 liters
r	Kerosene (JIS class 1)	27,000 liters

s	Kerosene (JIS class 1)	11,000 liters
t	Kerosene (JIS class 1)	14,000 liters
u	Kerosene (JIS class 1)	29,000 liters
v	Kerosene (JIS class 1)	8,000 liters
w	Kerosene (JIS class 1)	8,000 liters
x	Kerosene (JIS class 1)	8,000 liters
y	Kerosene (JIS class 1)	32,000 liters
z	Kerosene (JIS class 1)	12,000 liters
aa	Kerosene (JIS class 1)	10,000 liters
ab	Kerosene (JIS class 1)	9,000 liters
ac	Kerosene (JIS class 1)	7,000 liters
ad	Kerosene (JIS class 1)	18,000 liters
ae	Kerosene (JIS class 1)	12,000 liters
af	Kerosene (JIS class 1)	8,000 liters
ag	Kerosene (JIS class 1)	7,000 liters

B Bid tendering date and time :

From a to p 1:30 P.M., September 16, 2016

From q to ag 3:00 P.M., September 16, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than September 12, 2016)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

正 誤

○平成28年7月19日（号外第17号）

北海道規則第88号（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

1 左 16

誤 「に規定する宗教法人」

正 「に規定する宗教法人、」